

日進市森林整備計画（案） 新旧対照表

| 次期計画（案） | 現行計画 |
|--|--|
| 表紙（略） はじめに（略） | 表紙（略） はじめに（略） |
|  | |
| 目次 <p>I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項 (略)</p> <p>II 森林の整備に関する事項</p> <p>第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く） (略)</p> | 目次 <p>I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項 (略)</p> <p>II 森林の整備に関する事項</p> <p>第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く） (略)</p> |

| | |
|--|---|
| <p>第2 造林に関する事項 1～2 (略) 3 植栽によらなければ適格な更新が困難な森林<u>に関する事項</u> 4～5 (略)</p> <p>第3 間伐を実施すべき標準的な林齡、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準 1 間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法 2 保育の種類別の標準的な方法 3 その他必要な事項</p> <p>第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 1 (略) 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法 3 その他必要な事項</p> <p>第5～8 (略)</p> <p>III 森林の保護に関する事項 (略)</p> <p>IV 森林の保健機能の増進に関する事項 (略)</p> <p>V その他森林の整備のために必要な事項 (略)</p> <p>付属参考資料 (略)</p> | <p>第2 造林に関する事項 1～2 (略) 3 植栽によらなければ適格な更新が困難な森林<u>の所在</u> 4～5 (略)</p> <p>第3 間伐を実施すべき標準的な林齡、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準 1 間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法 2 保育の作業種別の標準的な方法 3 その他必要な事項</p> <p>第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 1 (略) 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における<u>森林</u>施業の方法 3 その他必要な事項</p> <p>第5～8 (略)</p> <p>III 森林の保護に関する事項 (略)</p> <p>IV 森林の保健機能の増進に関する事項 (略)</p> <p>V その他森林の整備のために必要な事項 (略)</p> <p>付属参考資料 (略)</p> |
|--|---|

日進市森林整備計画（案）新旧対照表

| 次期計画（案） | 現行計画 |
|---|---|
| <p>I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項</p> <p>1 森林整備の現状と課題</p> <p>日進市は、濃尾平野の東側に広がる尾張丘陵の東部に位置する。南北6.8km、東西8.9km、面積34.91km²である。地形は、東高西低で、北部、南部は小高い丘になって、東へ高度を上げ三ヶ峯丘陵となる。丘陵より、多数の谷間を形成して、天白川、岩崎川等へ流れ込み、河川を中心に発達した洪積低地である。</p> <p>標高は、37mの日進市役所を中心に、周囲を標高50mから160mの丘陵地により形成されている。気象的には、年平均約17.5°Cで、最高月平均気温約22.5°C、最低月平均気温約13.6°C、年平均湿度68%、降水量年平均110mmとなっている。</p> <p>この地方の夏は、高温多湿で南東の風が多い。また、冬は、伊吹おろしの冷たい北西の風が強く底冷えのする寒さである。</p> <p>本市の森林の面積は約607haで、そのうち地域森林計画対象民有林の面積は約591haである。そのうちのほとんどが、かつての治山事業による植林等が積極的に行われていた地域であるが、砂礫地のため上層のマツ類が主林木を形成しており、コナラ、アベマキ等が混交している地域が多く、人工林の面積は約393haである。</p> <p>また、本市は名古屋市と豊田市の間に位置する地理的条件や、都市近郊にありながら自然環境に恵まれていること等から住宅都市として発展しており、住民からは緑の豊かさが実感できる生活空間の形成が強く求められている。</p> <p>そのため、市内の貴重な緑である山林については、森林の持つ土砂の流出、崩壊防止機能とともに自然との共生機能が重要視され、森林を人と自然のふれあいの場となる里山林（森林と人との共生林）として保全・保護・育成する必要性がますます高まっている。しかし、市内のほとんどの森林は、私有林であり森林所有者及び地権者（以下「森林所有者等」という。）が不動産としての投資目的で保有している場合が多いので、これまで森林整備はほとんどされておらず、今後においても森林所有者等の自発的な森林整備は困難な状況にあると考えられる。</p> <p>2 森林整備の基本方針</p> | <p>I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項</p> <p>1 森林整備の現状と課題</p> <p>日進市は、濃尾平野の東側に広がる尾張丘陵の東部に位置する。南北6.8km、東西8.9km、面積34.91km²である。地形は、東高西低で、北部、南部は小高い丘になって、東へ高度を上げ三ヶ峯丘陵となる。丘陵より、多数の谷間を形成して、天白川、岩崎川等へ流れ込み、河川を中心に発達した洪積低地である。</p> <p>標高は、37mの日進市役所を中心に、周囲を標高50mから160mの丘陵地により形成されている。気象的には、年平均約16.6°Cで、最高月平均気温約21.3°C、最低月平均気温約12.8°C、年平均湿度67%、降水量年平均150mmとなっている。</p> <p>この地方の夏は、高温多湿で南東の風が多い。また、冬は、伊吹おろしの冷たい北西の風が強く底冷えのする寒さである。</p> <p>本市の森林の面積は約630haで、そのうち地域森林計画対象民有林の面積は約614haである。そのうちのほとんどが、かつての治山事業による植林等が積極的に行われていた地域であるが、砂礫地のため上層のマツ類が主林木を形成しており、コナラ、アベマキ等が混交している地域が多く、人工林の面積は約401haである。</p> <p>また、本市は名古屋市と豊田市の間に位置する地理的条件や、都市近郊にありながら自然環境に恵まれていること等から住宅都市として発展しており、住民からは緑の豊かさが実感できる生活空間の形成が強く求められている。</p> <p>そのため、市内の貴重な緑である山林については、森林の持つ土砂の流出、崩壊防止機能とともに自然との共生機能が重要視され、森林を人と自然のふれあいの場となる里山林（森林と人との共生林）として保全・保護・育成する必要性がますます高まっている。しかし、市内のほとんどの森林は、私有林であり森林所有者及び地権者（以下「森林所有者等」という。）が不動産としての投資目的で保有している場合が多いので、これまで森林整備はほとんどされておらず、今後においても森林所有者等の自発的な森林整備は困難な状況にあると考えられる。</p> <p>2 森林整備の基本方針</p> |

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

(略)

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に發揮させるため、適正な森林施業の実施により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

その際、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される豪雨の増加等の自然環境の変化、所有不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化等にも配慮する。また、資源の循環利用と合わせ、花粉発生源対策を加速化することとする。

森林の有する機能ごとの森林整備の考え方及び森林施業の推進方策を次表のとおり定める。

| 森林の有する機能 | 森林整備の考え方及び森林施業の推進方策 |
|-----------------|--|
| 水源涵（かん）養機能 | <p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び渓流等の周辺に存する森林については、水源涵（かん）養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵（かん）養の機能が十全に發揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p> |
| 山地災害防止機能／土壌保全機能 | <p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、災害に強い市土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の</p> |

(1) 森林の有する機能と望ましい姿

(略)

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

＜森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針＞

| 森林の有する機能 | 森林整備及び保全の基本方針 |
|-----------------|---|
| 水源涵（かん）養機能 | <p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び渓流等の周辺に存する森林は、水源涵（かん）養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵（かん）養の機能が十全に發揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p> |
| 山地災害防止機能／土壌保全機能 | <p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の</p> |

| | | | |
|---------------|--|---------------|---|
| | <p>縮小及び回避を図る施業を推進する。また、<u>自然条件</u>や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に發揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の配置を推進することを基本とする。</p> | | <p>縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、<u>自然条件</u>や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に發揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の配置を推進することを基本とする。</p> |
| 快適環境形成機能 | <p>市民の日常生活に密接な関わりを持つ<u>里山</u>等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を<u>増進</u>する施業や適切な保育・間伐等を推進する。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている森林等の保全を推進する。</p> | 快適環境形成機能 | <p>市民の日常生活に密接な関わりを持つ<u>里山</u>等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を<u>推進</u>する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている森林等の保全を推進することとする。</p> |
| 保健・レクリエーション機能 | <p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p> | 保健・レクリエーション機能 | <p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p> |
| 文化機能 | <p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推</p> | 文化機能 | <p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> |

| | | | |
|--|--|-----------|---|
| | <p>進する。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。</p> <p>また、<u>風致の保存</u>のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p> | | <p>ととする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、<u>風致</u>のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p> |
| 生物多様性保全機能 | <p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることをを目指す。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。</p> | 生物多様性保全機能 | <p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることをを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p> |
| 木材等生産機能 | <p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育<u>間伐</u>等を推進することを基本として、将来にわたり育成单層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p> | 木材等生産機能 | <p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成单層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p> |
| 森林整備を推進する上では、森林所有者等がどのような目的で森林を所有しているかが問題となってくる。例えば、不動産としての投資目的で森林を保有するという意識が強い場合、森林整備への理解は難しい。そのような者に対しては、市 <u>ホームページ</u> 等により、森林を所有している間は、森林資源 | | | 森林整備を推進する上では、森林所有者等がどのような目的で森林を所有しているかが問題となってくる。例えば、不動産としての投資目的で森林を保有するという意識が強い場合、森林整備への理解は難しい。そのような者に対しては、市 <u>広報</u> 等により、森林を所有している間は、森林資源として森林を保全していく責務があることを森林所有者等に啓発する。 |

| | |
|--|--|
| <p>として森林を保全していく責務があることを森林所有者等に啓発する。</p> <p>3 森林施業の合理化に関する基本方針 (略)</p> <p>II 森林の整備に関する事項</p> <p>第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）</p> <p>1 樹種別の立木の標準伐期齢 (略)</p> <p>2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法</p> <p>主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することができないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。</p> <p>また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。特に、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとする。<u>なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮したものとする。</u></p> <p>さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに渓流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。</p> <p>(1) 主伐の方法</p> <p>皆伐（主伐のうち択伐以外のもの）は、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、20haごとに保残帶を設け、適確な更新を図る。</p> <p>また、択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帶状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。</p> <p>択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な</p> | <p>3 森林施業の合理化に関する基本方針 (略)</p> <p>II 森林の整備に関する事項</p> <p>第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）</p> <p>1 樹種別の立木の標準伐期齢 (略)</p> <p>2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法</p> <p>主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することができないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。</p> <p>また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。特に、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとする。<u>なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮したものとする。</u></p> <p>さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに渓流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。</p> <p>(1) 主伐の方法</p> <p>皆伐（主伐のうち択伐以外のもの）は、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、20haごとに保残帶を設け、適確な更新を図る。</p> <p>また、択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帶状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。</p> <p>択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な</p> |
|--|--|

林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持するものとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～エに留意する。

ア～オ (略)

(2) 主伐の時期

(略)

3 その他必要な事項

(略)

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適當である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

(1) 人工造林の対象樹種

適地適木を旨として、次表のとおりとする。

| 人工造林の対象樹種 | |
|-----------|----------------|
| 針葉樹 | スギ、ヒノキ、マツ類 |
| 広葉樹 | アベマキ、コナラ等有用広葉樹 |

なお、郷土種の選定等森林の生物多様性の保全にも留意する。

但し、森林所有者等の要望により前述の表に定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合、周辺の森林所有者等や日進市林務所管部署と相談の上、生態系等自然環境に配慮し適切な樹種を選定することとする。

また、小花粉スギ等の花粉の少ない苗木の選定に努めることとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての別による植栽本数

(略)

イ その他人工造林の方法

林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率による。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに留意する。

ア～オ (略)

(2) 主伐の時期

(略)

3 その他必要な事項

(略)

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適當である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

(1) 人工造林の対象樹種

適地適木を旨として、次表のとおりとする。

| 人工造林の対象樹種 | |
|-----------|----------------|
| 針葉樹 | スギ、ヒノキ、マツ類 |
| 広葉樹 | アベマキ、コナラ等有用広葉樹 |

なお、郷土種の選定等森林の生物多様性の保全にも留意する。

但し、森林所有者等の要望により前述の表に定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合、周辺の森林所有者等や日進市林務所管部署と相談の上、生態系等自然環境に配慮し適切な樹種を選定することとする。

(2) 人工造林の樹種別及び仕立ての別による植栽本数

ア 人工造林の標準的な方法

(略)

イ その他人工造林の方法

(略)

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、自然条件等により植栽によらなければ的確な更新が困難になった森林の更新など人工造林によるもので、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し更新を図るものとする。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能の影響を考慮し、必要に応じ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年以内に人工造林を実施し更新を図るものとする。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うとともに、天然更新完了基準により、森林の確実な更新を図るものとする。

天然更新の対象樹種（後継樹として更新の対象とする高木性の樹種。以下同じ。）は、次表のとおりとする。

| 天然更新の対象樹種 | |
|----------------|----------------------------------|
| 広葉樹 | カシ類、ナラ類、ホオノキ、クスノキ、サクラ類、カエデ類、シデ類等 |
| ぼう芽による更新が可能な樹種 | 同上 |

<天然更新の完了基準>

| | |
|-----------|--|
| 更新完了の判断基準 | (1) 後継樹は、更新対象樹種のうち樹高が0.5m以上の稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等とする。 (2) 更新が完了した状態は、次表で示す期待成立本数に10分の3を乗じた本数が確保されているものとする。 (3) 上記の条件を満たす場合であっても、獣害等により健全な生育が期待できないおそれがある |
|-----------|--|

(略)

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、自然条件等により植栽によらなければ的確な更新が困難になった森林の更新など人工造林によるもので、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し更新を図るものとする。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能の影響を考慮し、必要に応じ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年以内に人工造林を実施し更新を図るものとする。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うとともに、天然更新完了基準により、森林の確実な更新を図るものとする。

天然更新の対象樹種（後継樹として更新の対象とする高木性の樹種。以下同じ。）は、次表のとおりとする。

| 天然更新の対象樹種 | |
|----------------|----------------------------------|
| 広葉樹 | カシ類、ナラ類、ホオノキ、クスノキ、サクラ類、カエデ類、シデ類等 |
| ぼう芽による更新が可能な樹種 | 同上 |

<天然更新の完了基準>

| | |
|-----------|--|
| 更新完了の判断基準 | (1) 後継樹は、更新対象樹種のうち樹高が0.5m以上の稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等とする。 (2) 更新が完了した状態は、次表で示す期待成立本数に10分の3を乗じた本数が確保されているものとする。 (3) 上記の条件を満たす場合であっても、獣害等により健全な生育が期待できないおそれがある |
|-----------|--|

| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td><td style="width: 90%;">場合には、適切な防除方策を実施すること。</td></tr> </table> <p>(2) 天然更新の標準的な方法</p> <p>ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数 (略)</p> <p>イ 天然更新補助作業の標準的な方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th><th style="width: 90%;">標準的な方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地表処理</td><td>ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。</td></tr> <tr> <td>刈出し</td><td>ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。</td></tr> <tr> <td>植込</td><td>天然稚樹の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。</td></tr> <tr> <td>芽かき等</td><td>ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込を行う。</td></tr> </tbody> </table> <p>ウ その他天然更新の方法</p> <p>伐採跡地の天然更新の状況を確認する方法は、以下のとおりとする。 なお、更新すべき立木の本数に満たず、天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。</p> <p>(ア) 標準地の設定</p> <p>標準地の面積は、0.01ha 程度とする。標準地の箇所は、対象区域が1ha未満の場合は1箇所。1ha以上の場合は、1haにつき1箇所設定する。</p> <p>(イ) 調査内容など</p> <p>標準地の全本数を樹種ごとに確認し、記録する。</p> <p><u>(ウ) 伐採跡地の天然更新をすべき期間</u></p> <p>森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を旨として、伐採した年度の翌年度の初日から起算して5年を経過した時点で、第2-2-(1)に定める天然更新の完了基準を満たしていることとする。</p> | | 場合には、適切な防除方策を実施すること。 | 区分 | 標準的な方法 | 地表処理 | ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。 | 刈出し | ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。 | 植込 | 天然稚樹の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。 | 芽かき等 | ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込を行う。 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td><td style="width: 90%;">場合には、適切な防除方策を実施すること。</td></tr> </table> <p>(2) 天然更新の標準的な方法</p> <p>ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数 (略)</p> <p>イ 天然更新補助作業の標準的な方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th><th style="width: 90%;">標準的な方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地表処理</td><td>ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。</td></tr> <tr> <td>刈り出し</td><td>ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。</td></tr> <tr> <td>植込み</td><td>天然稚樹の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。</td></tr> <tr> <td>芽かき等</td><td>ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行う。</td></tr> </tbody> </table> <p>ウ その他天然更新の方法</p> <p>伐採跡地の天然更新の状況を確認する方法は、以下のとおりとする。 なお、更新すべき立木の本数に満たず、天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。</p> <p>(ア) 標準地の設定</p> <p>標準地の面積は、0.01ha 程度とする。標準地の箇所は、対象区域が1ha未満の場合は1箇所。1ha以上の場合は、1haにつき1箇所設定する。</p> <p>(イ) 調査内容など</p> <p>標準地の全本数を樹種ごとに確認し、記録する。</p> <p><u>(ウ) 伐採跡地の天然更新をすべき期間</u></p> <p>森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を旨として、伐採した年度の翌年度の初日から起算して5年を経過した時点で、第2-2-(1)に定める天然更新の完了基準を満たしていることとする。</p> | | 場合には、適切な防除方策を実施すること。 | 区分 | 標準的な方法 | 地表処理 | ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。 | 刈り出し | ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。 | 植込み | 天然稚樹の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。 | 芽かき等 | ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行う。 |
|---|---|----------------------|----|--------|------|---|-----|--------------------------------------|----|--|------|--|--|--|----------------------|----|--------|------|---|------|--------------------------------------|-----|--|------|---|
| | 場合には、適切な防除方策を実施すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 標準的な方法 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地表処理 | ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 刈出し | ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 植込 | 天然稚樹の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 芽かき等 | ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込を行う。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 場合には、適切な防除方策を実施すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 標準的な方法 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地表処理 | ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 刈り出し | ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 植込み | 天然稚樹の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 芽かき等 | ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行う。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|---|---|
| <p>ただし、その時点で期待成立本数の 10 分の 3 を下回るものについて、その後 2 年以内に 10 分の 3 以上となるよう植栽するものとする。</p> | <p>ただし、その時点で期待成立本数の 10 分の 3 を下回るものについて、その後 2 年以内に 10 分の 3 以上となるよう植栽するものとする。</p> |
| <p>3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項 天然更新が不可能な森林は、本市においては該当がない。 ただし、自然条件等により植栽によらなければ的確な更新が困難になった森林が存在した場合、市民の要望・土地利用計画等に配慮した上で、該当森林を保全するため人工的な植栽により、早急な更新を図る。</p> | <p>3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在 天然更新が不可能な森林は、本市においては該当がない。 ただし、自然条件等により植栽によらなければ的確な更新が困難になった森林が存在した場合、市民の要望・土地利用計画等に配慮した上で、該当森林を保全するため人工的な植栽により、早急な更新を図る。</p> |
| <p>4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定める。</p> <p>(1) 造林の対象樹種 ア 人工造林の場合 第 2-1-(1) による。 イ 天然更新の場合 第 2-2-(1) による。</p> <p>(2) 生育し得る最大の立木の本数 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数を定めるにあたり、天然更新の対象樹種の立木が 5 年生時点で、生育し得る最大の立木の本数を 10,000 本/ha とする。また、その本数に 10 分の 3 を乗じた本数（ただし、草丈以上のものに限る）以上の本数を成立させるものとする。</p> | <p>4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定める。</p> <p>(1) 造林の対象樹種 ア 人工造林の場合 第 2-1-(1) による。 イ 天然更新の場合 第 2-2-(1) による。</p> <p>(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数を定めるにあたり、天然更新の対象樹種の立木が 5 年生時点で、生育し得る最大の立木の本数を 10,000 本/ha とする。</p> |
| <p>5 その他必要な事項 特になし</p> <p>第 3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準</p> <p>1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 (略)</p> <p>2 保育の種類別の標準的な方法</p> | <p>5 その他必要な事項 特になし</p> <p>第 3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準</p> <p>1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 (略)</p> <p>2 保育の作業種別の標準的な方法</p> |

| | |
|---|--|
| <p>(略)</p> <p>3 その他必要な事項</p> <p>市内において、スギ、ヒノキ人工林は少ない。そのため、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要のある森林（以下「要間伐森林」という。）はないが、計画期間内に第3－1に定める間伐の基準に照らし、間伐を実施する必要があると認められる森林が新たに発生した場合には、森林法第10条の10に基づき、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知を行う。</p> <p>第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項</p> <p>1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法</p> <p>（1）水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 区域の設定 該当なし。 イ 施業の方法 該当なし。 <p>（2）土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 その他水源涵（かん）養機能維持増進森林以外の森林</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 区域の設定 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林は別表1のとおりとする。 イ 施業の方法 森林施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。 <p>特にこれらの公益的機能の発揮を図る森林については択伐による複層林施業を行うものとし、それ以外の公益的機能別施業森林については択伐以外の方法による複層林施業を行うものとする。ただし、適切な伐区の形状・配</p> | <p>(略)</p> <p>3 その他必要な事項</p> <p>市内において、スギ、ヒノキ人工林は少ない。そのため、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要のある森林（以下「要間伐森林」という。）はないが、計画期間内に第3－1に定める間伐の基準に照らし、間伐を実施する必要があると認められる森林が新たに発生した場合には、森林法第10条の10第2項に基づき、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知を行う。</p> <p>第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項</p> <p>1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法</p> <p>（1）水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 区域の設定 該当なし。 イ 施業の方法 該当なし。 <p>（2）土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 その他水源涵（かん）養機能維持増進森林以外の森林</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 区域の設定 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林は別表1のとおりとする。 イ 施業の方法 森林施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。 <p>特にこれらの公益的機能の発揮を図る森林については択伐による複層林施業を行うものとし、それ以外の公益的機能別施業森林については択伐以外の方法による複層林施業を行うものとする。ただし、適切な伐区の形状・配</p> |
|---|--|

置等により伐採後の林分においても、公益的機能が発揮できる場合には、長伐期施業（標準伐期齢の概ね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業をいう。以下同じ。）を行った上で皆伐することも可能であり、この場合は伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を施業すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められ、風致の優れた森林の維持又は造成を図るべき森林においては、特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を推進するものとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

| 区域 | 樹種 | | | | |
|-----|-----|-----|-----|--------|-----|
| | スギ | ヒノキ | マツ類 | その他針葉樹 | 広葉樹 |
| 別表2 | 80年 | 90年 | 80年 | 80年 | 40年 |

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

- (1) 区域の設定
該当なし。
- (2) 施業の方法
該当なし。

別表1

| 区分 | 森林の区域 | 面積 (ha) |
|--|--------------------------------|--------------|
| 水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 該当なし | |
| 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 9・10・11・12・16 (但し、保安林指定地のみ) | <u>192ha</u> |
| 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 該当なし | |
| 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 該当なし | |

置等により伐採後の林分においても、公益的機能が発揮できる場合には、長伐期施業（標準伐期齢の概ね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業をいう。以下同じ。）を行った上で皆伐することも可能であり、この場合は伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を施業すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められ、風致の優れた森林の維持又は造成を図るべき森林においては、特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を推進するものとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

| 区域 | 樹種 | | | | |
|-----|-----|-----|-----|--------|-----|
| | スギ | ヒノキ | マツ類 | その他針葉樹 | 広葉樹 |
| 別表2 | 80年 | 90年 | 80年 | 80年 | 40年 |

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

- (1) 区域の設定
該当なし。
- (2) 森林施業の方法
該当なし。

別表1

| 区分 | 森林の区域 | 面積 (ha) |
|--|--------------------------------|--------------|
| 水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 該当なし | |
| 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 9・10・11・12・16 (但し、保安林指定地のみ) | <u>145ha</u> |
| 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 該当なし | |
| 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 該当なし | |

| | | |
|---------------------------------|------|--|
| その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 該当なし | |
| 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 該当なし | |

別表2

| 施業の方法 | 森林の区域 | 面積 (ha) |
|-------------------------|--------------------------------|--------------|
| 伐期の延長を推進すべき森林 | 該当なし | |
| 長伐期施業を推進すべき森林 | 9・10・11・12・16 (但し、保安林指定地のみ) | <u>192ha</u> |
| 複層林施業を推進すべき森林 | 複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く) | 該当なし |
| | 択伐による複層林施業を推進すべき森林 | 該当なし |
| 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林 | 該当なし | |

3 その他必要な事項
(略)

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
(略)

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の地域森林計画対象民有林の面積は、約 591ha であり、その大部分が私有林である。森林所有者等には森林整備をしていく責務があるが、施業を実施するには経済的な負担が大きい等のため、整備を断念し山林を放置状態にしているのが現状である。さらに、相続等による取得で森林の位置すら不明確な森林所有者等や都市近郊ということで将来の開発を見越し、不動産としての投資目的で森林を所有する森林所有者等も多数いるため森林整備自

| | | |
|---------------------------------|------|--|
| その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 該当なし | |
| 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 該当なし | |

別表2

| 施業の方法 | 森林の区域 | 面積 (ha) |
|-------------------------|--------------------------------|--------------|
| 伐期の延長を推進すべき森林 | 該当なし | |
| 長伐期施業を推進すべき森林 | 9・10・11・12・16 (但し、保安林指定地のみ) | <u>145ha</u> |
| 複層林施業を推進すべき森林 | 複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く) | 該当なし |
| | 択伐による複層林施業を推進すべき森林 | 該当なし |
| 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林 | 該当なし | |

3 その他必要な事項
(略)

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
(略)

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の地域森林計画対象民有林の面積は、約 614ha であり、その大部分が私有林である。森林所有者等には森林整備をしていく責務があるが、施業を実施するには経済的な負担が大きい等のため、整備を断念し山林を放置状態にしているのが現状である。さらに、相続等による取得で森林の位置すら不明確な森林所有者等や都市近郊ということで将来の開発を見越し、不動産としての投資目的で森林を所有する森林所有者等も多数いるため森林整備自

体に関心がない状況である。

こうした中で、市民の森林保全に対する要望は都市化が進むにつれ大きくなり、森林所有者等と市民で森林保全に対する意識の度合いが乖離する一方である。このため、市民の要望を満足させるような施業を、森林所有者等のみに促すのは不可能となりつつある。こうした現況をふまえ、第6次日進市総合計画（令和3年度～令和12年度）（以下「総合計画」という。）の基本目標「暮らしやすいまちを創る」の実現に向けて、森林所有者等とともに、市民が施業に関わることができるような里山保全などの事業を推進し、施業をできる限り関係者の共同化により推進していく。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林整備に消極的な森林所有者等へ森林所有における意義・責務等の意識向上を促すことで施業への参画意欲の拡大を図る。また、市民等についても、自らが率先して施業を行う意識を啓発させるため、県等が開催する林業セミナー等への積極的な参加を促し、施業の大切さ・大変さ等を理解したうえで、市内に残る森林の今後のあり方を考えてもらうよう誘導する。

特に次の表に示した地区については、総合計画の土地利用構想において森林保全ゾーンとしており、森林施業共同化重点的実施地区と位置づける。

＜森林施業共同化重点的実施地区の設定計画＞

| 地区的名称 | 地区的所在（林班区域） | 区域面積 |
|---------|---------------|-------|
| 東部丘陵地地区 | 9・10・11・12・16 | 192ha |

但し、保安林指定地のみ。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して施業を実施する場合には、1及び2との整合を図りつつ、以下を踏まえるものとする。

- (1) 共同して施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。
- (2) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は、相互提供、林業経営体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。

体に関心がない状況である。

こうした中で、市民の森林保全に対する要望は都市化が進むにつれ大きくなり、森林所有者等と市民で森林保全に対する意識の度合いが乖離する一方である。このため、市民の要望を満足させるような施業を、森林所有者等のみに促すのは不可能となりつつある。こうした現況をふまえ、第6次日進市総合計画（令和3年度～令和12年度）（以下「総合計画」という。）の基本目標「暮らしやすいまちを創る」の実現に向けて、森林所有者等とともに、市民が施業に関わることができるような里山保全などの事業を推進し、施業をできる限り関係者の共同化により推進していく。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林整備に消極的な森林所有者等へ森林所有における意義・責務等の意識向上を促すことで施業への参画意欲の拡大を図る。また、市民等についても、自らが率先して施業を行う意識を啓発させるため、県等が開催する林業セミナー等への積極的な参加を促し、施業の大切さ・大変さ等を理解したうえで、市内に残る森林の今後のあり方を考えてもらうよう誘導する。

特に次の表に示した地区については、総合計画の土地利用構想において森林保全ゾーンとしており、森林施業共同化重点的実施地区と位置づける。

＜森林施業共同化重点的実施地区の設定計画＞

| 地区的名称 | 地区的所在（林班区域） | 区域面積 |
|---------|---------------|-------|
| 東部丘陵地地区 | 9・10・11・12・16 | 145ha |

但し、保安林指定地のみ。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して施業を実施する場合には、1及び2との整合を図りつつ、以下を踏まえるものとする。

- ア 共同して施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。
- イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は、相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。

| | |
|--|--|
| <p>(3) 共同施業実施者の一部の者がア又はイにより明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくこと。</p> <p>(4) 施業を実施するに当たり、共同施業実施者により該当森林の周辺の森林所有者等に説明会等を実施し隣地承諾等を受け、共同施業実施者以外の者に施業実施によって発生する迷惑行為等の軽減に努めること。</p> <p>(5) その他、施業を実施するに当たり(1)から(4)に記載されていない事項については、あらかじめ共同施業実施者の合意により決定する。また、他法令による手続き・環境アセスメント等の環境評価等については、環境負荷を考慮した施業に努めること。</p> | <p>ウ 共同施業実施者の一部の者がア又はイにより明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくこと。</p> <p>エ 施業を実施するに当たり、共同施業実施者により該当森林の周辺の森林所有者等に説明会等を実施し隣地承諾等を受け、共同施業実施者以外の者に施業実施によって発生する迷惑行為等の軽減に努めること。</p> <p>オ その他、施業を実施するに当たりアからエに記載されていない事項については、あらかじめ共同施業実施者の合意により決定する。また、他法令による手続き・環境アセスメント等の環境評価等については、環境負荷を考慮した施業に努めること。</p> |
| <p>4 その他必要な事項 特になし。</p> | <p>4 その他必要な事項 特になし。</p> |
| <p>第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項 (略)</p> | <p>第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項 (略)</p> |
| <p>第8 その他必要な事項 (略)</p> | <p>第8 その他必要な事項 (略)</p> |
| <p>III 森林の保護に関する事項 第1 鳥獣害の防止に関する事項 (略)</p> | <p>III 森林の保護に関する事項 第1 鳥獣害の防止に関する事項 (略)</p> |
| <p>第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項 1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法 (1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法 本市における松くい虫の被害は、近年、小康状態であるが、依然として高齢級の松林などに散見される。また、一時期、被害が増加していたカシノナガキクイムシによるナラ枯れも、近年は小康状態となっている。</p> | <p>第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項 1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法 (1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法 本市における松くい虫の被害は、近年、小康状態であるが、依然として高齢級の松林などに散見される。また、一時期、被害が増加していたカシノナガキクイムシによるナラ枯れも、近年は小康状態となっている。</p> |
| <p>このような状況から、今後、被害拡大又は拡大が予見される場合には、公有林については被害拡散防止のための被害木の伐倒、病害虫の駆除を適切に</p> | <p>このような状況から、今後、被害拡大又は拡大が予見される場合には、公有林については被害拡散防止のための被害木の伐倒、病害虫の駆除を適切に</p> |

行うこととし、私有林の森林所有者等に対しては、市ホームページ等を用い、管理の徹底に関する啓蒙活動を実施し、市内の森林の健全な育成に努めることとする。

(2) その他

(1) のほか、森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、県、森林所有者等間の連絡等の体制強化を図る。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

(略)

3 林野火災の予防の方法

(略)

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

(略)

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林
病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

| 森林の林班区域 | 備考 |
|------------|----|
| 4・5・6・7・14 | |

(2) その他

該当なし。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

(略)

V その他森林の整備のために必要な事項

1～3 (略) 森林経営計画の作成に関する事項

4 森林の総合利用の推進に関する事項

3のとおり、地域振興を推進する上で、保全していく必要性が高いと思わ

行うこととし、私有林の森林所有者等に対しては、市広報等を用い、管理の徹底に関する啓蒙活動を実施し、市内の森林の健全な育成に努めることとする。

(2) その他

(1) のほか、森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、県、森林所有者等間の連絡等の体制強化を図る。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

(略)

3 林野火災の予防の方法

(略)

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

(略)

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林
病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

| 森林の林班区域 | 備考 |
|------------|----|
| 4・5・6・7・14 | |

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

(略)

V その他森林の整備のために必要な事項

1～3 (略)

4 森林の総合利用の推進に関する事項

3のとおり、地域振興を推進する上で、保全していく必要性が高いと思わ

れる森林については、里山林として整備を進める。そのため、どの森林を里山として位置づけるかを森林所有者等の意向を踏まえ、市民・自然保護団体・学識経験者等と協議し、里山林として保全する地区を選定する。さらに、里山林として整備していくため、森林施業のできる準備として、学習会・研修会の開催による人材育成、県事業や森林環境譲与税の活用による財政的支援、ボランティア等による支援者の確保等、容易に実施できる体制づくりをしていく。

また、スポーツを通して健康推進を図る場・市民が森林とふれあえる場として設置した日進市総合運動公園は、市民の生活環境に密着した施設である。公園内の森林については、森林の総合利用施設としてキャンプ場・管理施設・遊歩道・東屋等の整備をしてきた。今後においても、市民が森林とふれあえる場として、本市において必要不可欠な施設であり、整備及び保全を実施する。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

市内の小・中学校をはじめとした青少年や市民に対し、自然の大切さとふるさとへの愛着をはぐくむため、学校教育・社会教育の場に林業学習プログラムを取り組み、森林保全活動へ直接参加するよう働きかけを実施する。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

本市は、愛知用水によって木曽川より飲料水をはじめ農業用水などの恵みを受けていることから、長野県木曽郡木祖村と友好提携を結び、木曽川の源流である味噌川に立地する「味噌川ダム」の左岸に「平成日進の森林（もり）」として平成5年度より平成10年度まで国有林約32haにヒノキを植栽し、平成11年度より下刈・施肥等の育林活動を実施している。これらの活動は、木曽森林管理署と分収造林契約を締結し実施している。また、特産品フェアの開催、宿泊施設利用助成制度などの木祖村との交流事業により森林の多面的機能の必要性や森林保全等の啓発を行い、都市に残存した森林に対する保全意識の高揚を促していく。

(3) その他

れる森林については、里山林として整備を進める。そのため、どの森林を里山として位置づけるかを森林所有者等の意向を踏まえ、市民・自然保護団体・学識経験者等と協議し、里山林として保全する地区を選定する。さらに、里山林として整備していくため、森林施業のできる準備として、学習会・研修会の開催による人材育成、公益財団法人愛知県林業振興基金が導入しているリース事業・県等による補助事業等の活用による財政的支援、ボランティア等による支援者の確保等、容易に実施できる体制づくりをしていく。

また、スポーツを通して健康推進を図る場・市民が森林とふれあえる場として設置した日進市総合運動公園は、市民の生活環境に密着した施設である。公園内の森林については、森林の総合利用施設としてキャンプ場・管理施設・遊歩道・東屋等の整備をしてきた。今後においても、市民が森林とふれあえる場として、本市において必要不可欠な施設であり、整備及び保全を実施する。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

市内の小・中学校をはじめとした青少年や市民に対し、自然の大切さとふるさとへの愛着をはぐくむため、学校教育・社会教育の場に林業学習プログラムを取り組み、森林保全活動へ直接参加するよう働きかけを実施する。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

本市は、愛知用水によって木曽川より飲料水をはじめ農業用水などの恵みを受けていることから、長野県木曽郡木祖村と友好提携を結び、木曽川の源流である味噌川に立地する「味噌川ダム」の左岸に「平成日進の森林（もり）」として平成5年度より平成10年度まで国有林約32haにヒノキを植栽し、平成11年度より下刈・施肥等の育林活動を実施している。これらの活動は、木曽森林管理署と分収造林契約を締結し実施している。また、「平成日進の森林（もり）」に携わる長野県木祖村、木曽森林管理署、木曽森林組合、日進市の共催により、木祖村民、日進市民の参加により森林施業体験を実施している。この活動は、市内の森林整備に対する直接的取り組みではないが、上下流の住民の交流及び森林施業体験を通じ森林の多面的機能の必要性・森林保全等の啓発につながり、都市に残存した森林保全意識の高揚に、大きな効果をもたらしているおり、引き続き取り組むこととする。

また、今後においては市民ばかりでなく、日進市内に森林を所有する森林所有者等への参加も斡旋し、森林所有の責務等の高揚を図る。

(3) その他

特になし。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
(略)

7 その他必要な事項
(1) 制限林の施業方法
(略)

(2) 市有林の整備

本市は、現在、人工林を中心に約 34ha の森林を所有しており、北高上緑地などこれらの公有林は、都市における貴重な自然とのふれあいの空間となっている。都市化の進展に伴い、身近な自然が少なくなっていく中で、身近な自然環境の一つである森林を里山林として位置づけ、長期的に整備し、市民の自然とのふれあいの場として活用を図る。

(3) 木材利用の促進に関する事項
(略)

(4) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく規制区域の森林の土地においては、適正な制度運用を行う。

特になし。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
(略)

7 その他必要な事項
(1) 制限林の施業方法
(略)

(2) 市有林の整備

本市は、現在、人工林を中心に約 35ha の森林を所有しており、北高上緑地などこれらの公有林は、都市における貴重な自然とのふれあいの空間となっている。都市化の進展に伴い、身近な自然が少なくなしていく中で、身近な自然環境の一つである森林を里山林として位置づけ、長期的に整備し、市民の自然とのふれあいの場として活用を図る。

(3) 木材利用の促進に関する事項
(略)

日進市森林整備計画（案）新旧対照表

| 次期計画（案） | | | | | | | | | | | | | 現行計画 | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--------|--|--|--|--------|--|--|--|--------|--|--|--|--------|--|--|--|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 付属参考資料 | | | | | | | | | | | | | 付属参考資料 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 土地利用 | | | | | | | | | | | | | 1 土地利用 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 耕地面積 | | | | | | | | | | | | | 耕地面積 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 樹園地 | | | | | | | | | | | | | 樹園地 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 草地面積 | | | | | | | | | | | | | 草地面積 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 果樹園 茶園 桑園 | | | | | | | | | | | | | 計 果樹園 茶園 桑園 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年 次 総土地面 積 | | | | | | | | | | | | | 年 次 総土地面 積 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 22年 | | | | | | | | | | | | | 平成 17年 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実数 (ha) | | | | | | | | | | | | | 3,490 311 237 74 20 - - - 694 694 0 2,464 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 27年 | | | | | | | | | | | | | 3,491 280 199 63 18 - - - 648 648 0 2,563 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和 2年 | | | | | | | | | | | | | 3,491 238 178 42 17 - - - 630 630 0 2,624 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 構成比 (%) | | | | | | | | | | | | | 100.0 8.0 5.7 1.8 0.5 - - - 18.6 18.6 0.0 73.4 | | | | | | | | | | | | | | | |
| (出典：農林業センサス) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 注1 「樹園地」「林野面積」について調査が行われない年次については空欄とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 注2 「草地面積」は、「永年牧草地」「採草地」「放牧地」の計を記入する。ただし、「山林のうち牧草地、放牧地」は除く。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 森林資源の現況等 | | | | | | | | | | | | | 2 森林資源の現況等 | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 保有者形態別森林面積（令和 6 年度） | | | | | | | | | | | | | (1) 保有者形態別森林面積（令和 2 年度） | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保有形態 | | | | 総面積 | | | | 保有形態 | | | | 総面積 | | | | 保有形態 | | | | 総面積 | | | | | | | | |
| 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | | | | | |
| 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | | | | | |
| 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | | | | | |
| 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | | | | | |
| 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | | | | | |
| 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | | | | | |
| 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | | | | | |
| 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | | | | | |
| 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | | | | | |
| 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | | | | | |
| 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | | | | | |
| 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | | | | | |
| 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | | | | | |
| 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | | | | | |
| 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | | | | | |
| 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | | | | | |
| 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | | | | | |
| 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | | | | | |
| 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | | | | | |
| 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | | | | | |
| 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | | | | | |
| 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | | | | | |
| 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | | | | | |
| 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | | | | | |
| 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | 面積 (A) | | | | | | | | |
| 面積 (A) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

注1 地域森林計画対象森林のみの面積。

注2 ha 未満は端数処理されているため、内訳と計は必ずしも一致しない。

(2) 民有林の齢級別面積（令和6年度）

| 齢級別区分 | 総 数 | 1・2 齢 級 | | 3・4 齢 級 | | 5・6 齢 級 | | 7・8 齢 級 | | 9・10 齢 級 | | 11齢級以上 | | |
|-------|---------------------------|------------|------------|------------|------------|-------------|------------|---------|------|----------|------|--------|--------|----|
| | | 1・2 齢 級 | 3・4 齢 級 | 5・6 齢 級 | 7・8 齢 級 | 9・10 齢 級 | 11齢級 以上 | | | | | | | |
| 民有林計 | 544.85 | ha | 0.00 | ha | 0.00 | ha | 2.71 | ha | 0.56 | ha | 1.73 | ha | 539.85 | ha |
| 人工林 | 392.97 | | 0.00 | | 0.00 | | 2.67 | | 0.56 | | 1.27 | | 388.47 | |
| 天然林 | 150.71 | | 0.00 | | 0.00 | | 0.04 | | 0.00 | | 0.46 | | 150.25 | |
| (備考) | スギ：ヒノキ：広葉樹：マツ類=1：2：40：133 | | | | | | | | | | | | | |

(出典：尾張西三河地域森林計画資料（森林資源構成表）)

注1 備考欄には主要樹種別の面積比を記入する。

注2 ha 未満は四捨五入したため、内訳と計は必ずしも一致しない。

注3 齢級別面積は、地域森林計画対象民有林の総面積から竹林及び無立木地を除した面積であり、保有者形態別森林面積の総計とは必ずしも一致しない。

(3) 保有山林面積規模別林家数

| 面積規模 | 林家数 | 面積規模 | 林家数 |
|--------|-----|---------|-----|
| 1～3ha | 47 | 10～50ha | 4 |
| 3～5ha | 11 | 50ha 以上 | 3 |
| 5～10ha | 5 | 総数 | 70 |

(出典：令和6年度 愛知県林業統計書)

(2) 民有林の齢級別面積（令和2年度）

| 齢級別区分 | 総 数 | 1・2 齢 級 | | 3・4 齢 級 | | 5・6 齢 級 | | 7・8 齢 級 | | 9・10 齢 級 | | 11齢級以上 | | |
|-------|---------------------------|------------|------------|------------|------------|-------------|------------|---------|------|----------|-------|--------|--------|----|
| | | 1・2 齢 級 | 3・4 齢 級 | 5・6 齢 級 | 7・8 齢 級 | 9・10 齢 級 | 11齢級 以上 | | | | | | | |
| 民有林計 | 559.87 | ha | 0.00 | ha | 0.71 | ha | 2.56 | ha | 0.86 | ha | 41.20 | ha | 514.54 | ha |
| 人工林 | 400.84 | | 0.00 | | 0.67 | | 2.56 | | 0.65 | | 4.19 | | 392.77 | |
| 天然林 | 159.03 | | 0.00 | | 0.04 | | 0.00 | | 0.21 | | 37.01 | | 121.77 | |
| (備考) | スギ：ヒノキ：広葉樹：マツ類=1：2：35：113 | | | | | | | | | | | | | |

(出典：尾張西三河地域森林計画資料（森林資源構成表）)

注1 備考欄には主要樹種別の面積比を記入する。

注2 ha 未満は四捨五入したため、内訳と計は必ずしも一致しない。

注3 齢級別面積は、地域森林計画対象民有林の総面積から竹林及び無立木地を除した面積であり、保有者形態別森林面積の総計とは必ずしも一致しない。

(3) 保有山林面積規模別林家数

| 面積規模 | 林家数 | 面積規模 | 林家数 |
|--------|-----|---------|-----|
| 1～3ha | 51 | 10～50ha | 4 |
| 3～5ha | 11 | 50ha 以上 | 4 |
| 5～10ha | 4 | 総数 | 74 |

(出典：平成30年度 愛知県林業統計書)